

新型インフルエンザワクチンQ&A

H22.1.22

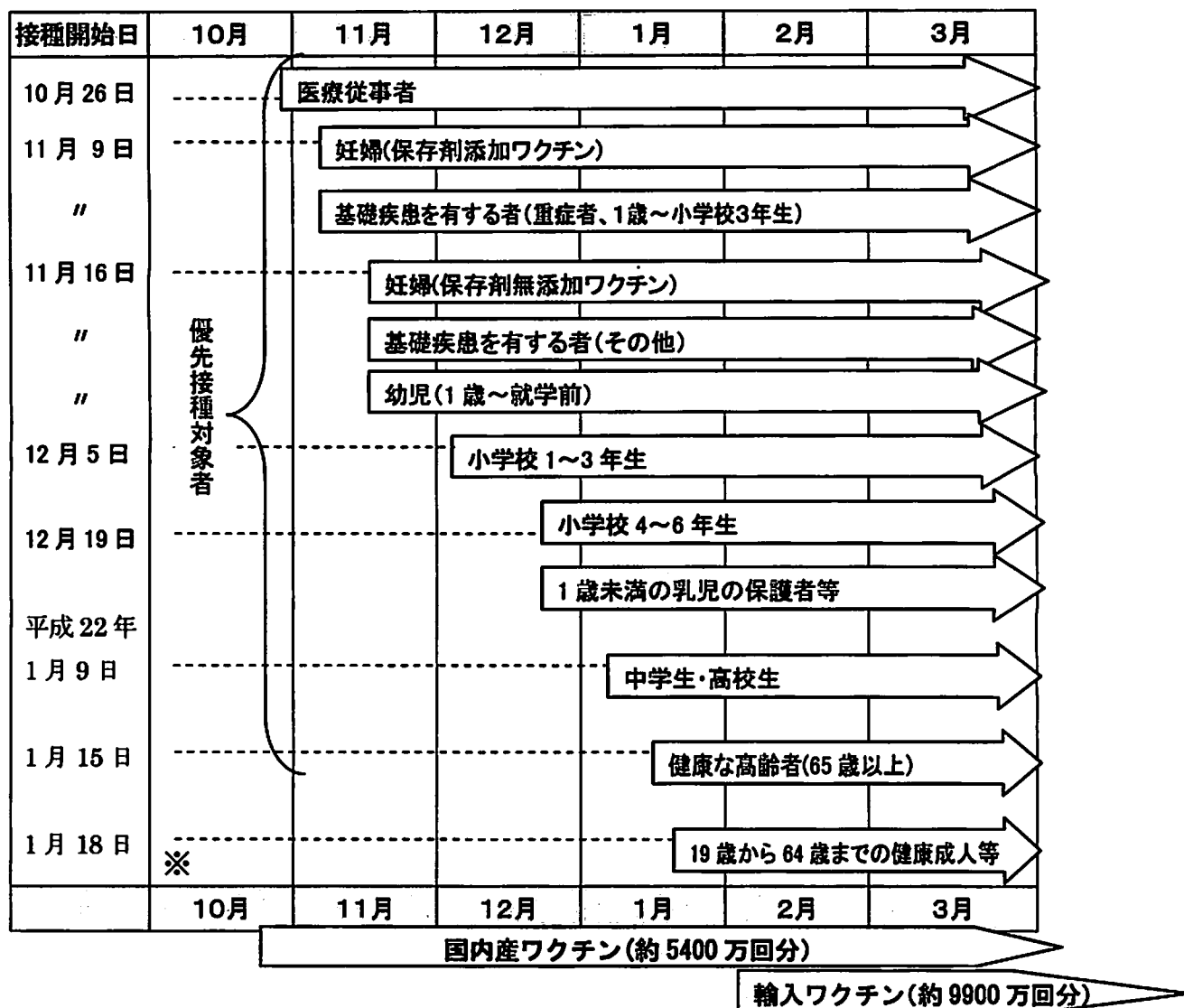
<1 スケジュールについて>

Q1 新型インフルエンザワクチンのスケジュールは？

A1 平成22年1月18日（月）から

優先接種対象者以外の方（19歳から64歳までの健康成人等）の接種が開始となりました。

希望するすべての方がワクチン接種の対象者となりました。



※ 優先接種対象者以外の方:19歳から64歳までの健康な成人

1歳未満の小児

Q2 1歳未満の小児は予防接種を行うことは可能ですか？

A2 1歳未満の小児については、予防接種によって免疫をつけることが難しいため、次善の策として、その保護者が優先接種対象者となっています。このようなことから、国は1歳未満の小児の新型インフルエンザワクチン接種は推奨しておらず、保護者の方がその有益性とリスクを十

分に考慮したうえで、希望する場合には新型インフルエンザワクチン接種を行うことは差し支えないとしています。なお、接種回数は2回(国産ワクチン)です。

<2 助成について>

Q1 優先接種対象者への費用助成について教えてください。

1 生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付受給者は自己負担がありません

まず、ご自身で優先接種対象であることを医師に確認し、予約した上で次の流れとなります。

(1)生活保護受給者 生活支援課が発行する保護証明書を医療機関へ提示

(2)中国残留邦人支援給付受給者 医療支援給付受給本人確認証を医療機関へ提示

※予診票は、受託医療機関で備え付けとなっているため上記の接種をした場合、医療機関において予診票に「免除」の表示を行い、区へ全額請求することとなります。

2 それ以外の優先接種対象者に対する費用助成

区内の受託医療機関で接種を受ける場合、窓口での負担を軽減します。

(1)1回目と2回目を同じ医療機関で接種する場合

	【接種1回目3,600円】	【接種2回目2,550円】	
国が定めた価格(税込み)	1,500円	1,500円	自己負担(接種時、窓口で支払い)
	2,100円	1,050円	

(2)1回目と2回目が異なる医療機関で接種する場合

	【接種1回目 3,600円】	【接種2回目 3,600円】	
国が定めた価格(税込み)	1,500円	2,550円	自己負担(接種時、窓口で支払い)
	2,100円	1,050円	

Q2 助成決定前の接種や区外の医療機関で接種を受ける場合はどうなりますか？

A2 医療機関で一旦自己負担していただき、後日区へ事後助成申請(還付請求)を行っていただくことになります。

Q3優先接種対象者以外の者(19歳から64歳までの健康成人等)の助成制度はないのですか？

A3

1 生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付受給者は自己負担がありません。

区内の医療機関で予約した場合は次の流れとなります。

(1)生活保護受給者 生活支援課が発行する保護証明書を医療機関へ提示

(2)中国残留邦人支援給付受給者 医療支援給付受給本人確認証を医療機関へ提示

※予診票は、受託医療機関で備え付けとなっているため、上記の接種をした場合、医療機関は予診票に「免除」の表示を行い、区へ全額請求することとなります。

区外の医療機関で接種した場合は、医療機関で一旦自己負担していただき、後日区へ事後助成申請(還付請求)を行っていただくことになります。接種の領収書と接種済証が申請の際に必要になります。電話・窓口で申し込みを受付けます。

2 住民税非課税世帯(世帯全員が非課税)の方は一部助成を行います。

19歳から64歳までの健康な成人:1回接種で助成額2100円(自己負担1500円)

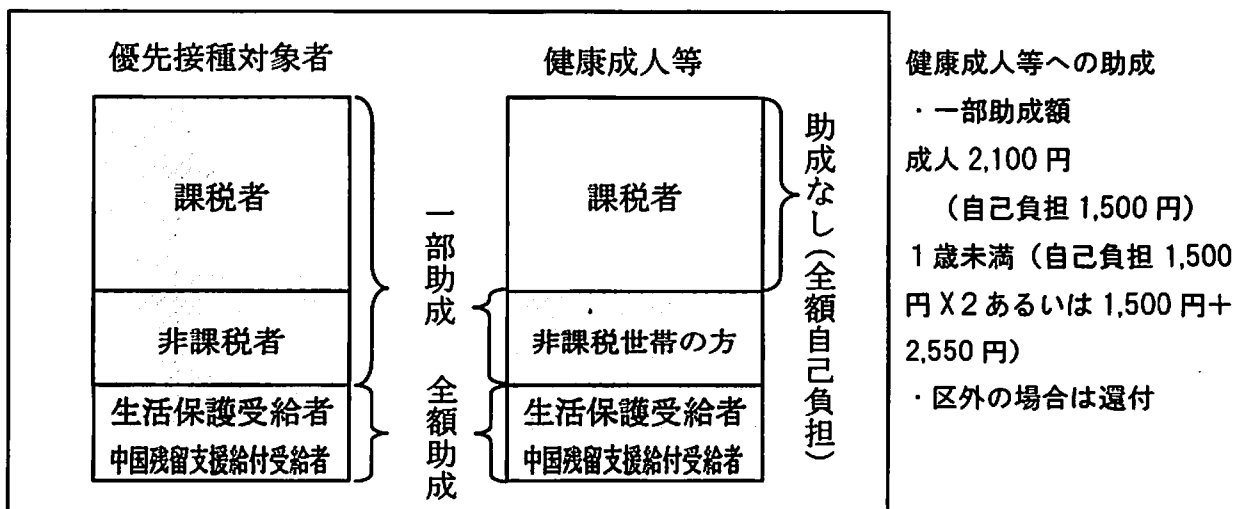
1歳未満の小児:2回接種で助成額1回目2100円・2回目1050円

(自己負担1回目と2回目が同じ医療機関の場合は1回目も2回目も1500円)

1回目と2回目が異なる医療機関の場合は1回目1500円、2回目2550円)

現在、希望者に助成券を事前に発送する準備を進めています。当面の間は、医療機関で一旦自己負担していただき、後日区へ事後助成申請(還付請求)を行っていただくことになります。接種の領収書と接種済証が申請の際に必要なになります。電話・窓口で申し込みを受付けます。

【図 対象者別の費用助成のあらまし】



<3 優先接種対象者について>

Q1 基礎疾患とはどんな疾患ですか？

A1 現在示されている基礎疾患は、大きく分けて

- 慢性呼吸器疾患(気管支喘息、肺気腫、慢性気管支炎等)
- 慢性心疾患(血行動態に障害がある者等。高血圧は除く)
- 慢性腎疾患(透析中の者、腎移植後の者等)
- 慢性肝疾患(肝硬変等。慢性肝炎は除く)
- 神経疾患・神経筋疾患(免疫異常、呼吸障害等を生じた疾患・状態)
- 血液疾患(急性白血病、悪性リンパ腫、再生不良性貧血等)
- 糖尿病(下記参照)
- 疾患や治療に伴う免疫抑制状態
悪性腫瘍、関節リュウマチ・膠原病、内分泌疾患(肥満を含む)、消化器疾患、HIV感染症等
- 小児科領域の慢性疾患(染色体異常症、重症心身障害児を含む)

とされています。また、上記疾患の中で、さらに詳細な基準が示されています。

(例)糖尿病の場合

<最優先対象基準>

- ① 糖尿病患者で併発疾患(慢性心疾患、慢性腎不全等)を有しているもの、糖尿病合併妊婦
- ② 1歳から高校生に相当する年齢の者までの糖尿病患者
- ③ (①、②に該当しない)インスリン療法を必要とするもの

<上記の優先患者の次に対象となる基準>

- ④ 経口糖尿病薬による治療を必要とするもの

Q2 自分は基礎疾患があると思われるが、優先接種対象者になるのでしょうか？

A2 かかりつけ医の判断が必要になります。かかりつけ医にご相談ください。

Q3 軽い基礎疾患がある人は、ワクチンの優先接種対象者とならないのですか？

A3 基礎疾患がある方で優先接種者に該当するかどうかは、国が示した基準に則りかかりつけ医が判断することになります。かかりつけ医にご相談ください。

Q4 喘息でたまに治療する人は対象とはなりませんか？

A4 対象者となる可能性があります。かかりつけ医にご相談ください。

Q5 どうやって対象者を確認するのですか？

A5 優先接種対象者等ごとに次に掲げる公的な書類等により確認することになります。(年齢は接種時点)

基礎疾患を有する者	優先接種対象者証明書(かかりつけ医で接種の場合は必要なし。)
妊婦	母子手帳
1歳～就学前、小、中、高校生	母子手帳、被保険者証、学生証、住民票等年齢を確認できる書類
1歳未満の小児の保護者	母子手帳、被保険者証、又は住民票等
65歳以上の者	被保険者証、運転免許証、又は住民票等
優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	優先接種対象者証明書及び優先接種対象者と同一世帯であることを確認できる書類(被保険者証、住民票等)

Q6 小児慢性特定疾患受給者証などがあっても優先接種対象者証明書は必要ですか？

A6 小児科領域の慢性疾患については、小児慢性特定疾患受給者証または特定疾患対策事業の対象疾患受給者証を有する方は、当該受給者証を優先接種対象者証明書に代えることができます。

Q7 優先接種対象者は新型インフルエンザワクチンを接種しなくてはならないのですか？

A7 今回の新型インフルエンザワクチン接種については、あくまで個人の意思が尊重されます。優先接種対象者についても、接種義務が生じるものではなく、該当する方のうち、希望者については接種を可能とするものです。

<4 インフルエンザ接種事業について>**Q1 新型インフルエンザワクチンの供給量は？**

A1 国産約5400万回分、輸入約9900万回分が確保される予定です。

Q2 接種費用は？

A2 (同一医療機関での接種の場合) 2回接種で6150円です。

(1回目3600円。2回目は同じ医療機関なら初診料の減額で2550円。異なる医療機関の場合、2回目も3600円となり、合計7200円となります。)

優先接種対象者以外の方はこの料金での接種となります。優先接種対象者の方やまた、優先接種対象者以外の方で、生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付受給者や非課税世帯の方については<2助成について>を参照してください。

Q3 どこで接種できるのですか？

A3 世田谷区のホームページに、医療機関の一覧を掲載しています。

また、各総合支所の健康づくり課・地域振興課、出張所、まちづくりセンター、図書館に医療機関一覧のチラシが用意されています。

ただし、一覧表の医療機関は、かかりつけの患者以外の一般来院者の接種も実施するところのみ公表しています。

Q4 接種の予約について教えてください。

A4

(1) 妊婦の方

ア 11月16日接種開始の「保存剤無添加のワクチン」を希望される方は、かかりつけの産科医にお問い合わせください。

イ 11月9日接種開始の「保存剤添加のワクチン」を希望される方は、かかりつけの産科医にご相談の上、公表された医療機関リストにある内科等の受託医療機関にお問い合わせください。

(2) 妊婦以外の方

ア かかりつけ医がいる方

まず、かかりつけ医に接種してもらえるかどうか問い合わせてください。かかりつけ医で接種できない場合には、かかりつけ医で「優先接種対象者証明書」の発行を受けた上で、公表された医療機関リストにある受託医療機関で予約してください。

イ かかりつけ医がいない方

公表された受託医療機関で予約してください。

Q5 優先接種対象者には、ワクチン接種票のようなものが郵送されるのですか？

A5 区から個別に郵送は行いません。公開する医療機関名の中から選んで、予約をした上で接種をしていただきます。

<5 インフルエンザワクチンの有効性・安全性>

Q1 新型インフルエンザワクチンは安全なのですか？

A1 国産の新型インフルエンザワクチンは季節性のワクチンと作り方は同じです。したがって、国産ワクチンの副反応は、季節性のワクチンとほぼ同様、同程度であると考えられています。輸入の新型インフルエンザワクチンの場合は効果を高める添加物(アジュバント)が加えられています。また、国内では使用経験のない細胞株を用いた細胞培養による製造法が用いられているものがあります。その他、投与経路が筋肉内(国内産は皮下)、小児に対しては用量が異なることなどの相違点があります。したがって、今後、様々なデータをもとに、有効性、安全性を確認してから実際の接種をはじめます。

Q2 新型インフルエンザワクチンは効果があるのですか？

A2 季節性インフルエンザと同様の有効性が期待できるとされています。

ただし、現在国内で使用されている季節性インフルエンザワクチンの効果については、重症化や死亡の防止について一定の効果があるとされていますが、感染防止に対しては効果が

保障されるものではないとされています。

※ ワクチンの有効性については、健常者のインフルエンザの発病割合が 70～90%減少、一般高齢者の肺炎・インフルエンザによる入院が 30～70%減少、老人施設入所者のインフルエンザによる死亡が 80%減少した等の報告があります。

Q3 新型インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされる症状(副反応)にはどのようなものがありますか？

A3 季節性インフルエンザワクチンの場合、比較的頻度が高い副反応としては、接種した部位(局所)の発赤・腫脹、疼痛などがあげられます。また、全身性の反応としては、発熱、頭痛、悪寒、倦怠感などがみられます。さらに、まれに、ワクチンに対するアレルギー反応(発疹、じんましん、発赤と掻痒感)が見られることがあります。

接種局所の発赤、腫脹、疼痛は、接種を受けられた方の 10～20%に起こりますが、2～3 日で消失します。全身性の反応は、接種を受けられた方の 5～10%にみられ、2～3 日で消失します。その他に因果関係は明らかではありませんが、ギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、紫斑などの報告がまれにあります。

今回の新型インフルエンザワクチンも程度の問題はありますが、同様の副反応が予想されません。

Q4 ワクチンで重篤な副反応がでた場合の補償は？

A4 今回のワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合の救済については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づき、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザの定期接種に関する措置に準じて必要な救済措置が講じられることになっています。

<6 妊婦について>

Q1 妊婦に対してもワクチンを接種できるのですか？

A1 インフルエンザワクチンでは流産・奇形児の危険が高くなるという報告はなく、妊娠全期間を通じて接種可能であり、積極的なワクチン接種が国内外で推奨されています。

また、妊婦の中でも妊娠 28 週以降の妊婦はリスクが高く、特に優先的にワクチン接種が考慮されるべきとされています。

Q2 妊婦には保存剤の入っていないワクチンが使用されると聞いたのですが？

A2 今回の新型インフルエンザワクチンでは、チメロサル等の保存剤が添加されていないプレフィルドシリンジ製剤(あらかじめ注射器に注射液が充填されている製剤)を希望する妊婦の方は、11 月 16 日から接種可能となっています。

今回産科施設に配布される新型インフルエンザワクチンはプレフィルドシリンジ製剤が大部分であるとされています。

※チメロサルはエチル水銀に由来する防腐剤です。重大な健康被害はないとされていますが、胎児への影響は不明のため、上記措置となっています。

Q3 妊婦はどこで接種すればいいのですか？

A3 妊婦の方は、かかりつけの産婦人科医療機関での接種が望ましいと思われます。かかりつけの産婦人科医にまずはご相談ください。産婦人科で接種できない場合は内科等での接種となります。

Q4 授乳中にインフルエンザワクチンを接種しても問題はありませんか？

A4 授乳期間中でも、インフルエンザワクチンを接種しても支障はありません。インフルエンザワクチンは不活化ワクチンというタイプで、病原性をなくしたウイルスの成分を用いているため、ウイルスが体内で増えることがなく、母乳を介してお子さんに影響を与えることはありません。

<7 新型インフルエンザワクチンの一般的情報>

Q1 新型インフルエンザワクチンは何回接種するのですか？

A1 現在以下の通りです。

1～13歳未満(中学1年生の13歳未満も)	2回
基礎疾患があり、著しく免疫が抑制されている者	2回(個別に医師と相談)
中高生	1回
妊婦	1回
基礎疾患を有するもの	1回
65歳以上の者	1回
19歳から64歳までの健康な成人等	1回(1歳未満の小児は2回)

Q2 接種間隔は？

A2 1～4週間の間隔において2回接種します。4週程度あけることが望ましいとされています。

他の予防接種との関係は

生ワクチン→27日以上おく→次のワクチン(新型ワクチン)

不活化ワクチン(新型ワクチン)→6日以上おく→次のワクチン

が基本になります。

※ 生ワクチン:ポリオ、MR、麻疹、風疹、BCG、水痘、おたふくかぜなど

不活化ワクチン:DPT、日本脳炎、インフルエンザ、Hibなど

Q3 新型ワクチンと季節性ワクチンどちらを先に接種すべきですか？

A3 現時点においては、新型インフルエンザが流行しているので、新型インフルエンザワクチンの接種が優先されると考えます。しかし、最終的には、季節性インフルエンザワクチンの供給状況や医療機関の事情等勘案して決定することになります。

Q4 同時接種は認められるのですか？

A4 既存の製法による国産ワクチンと季節性ワクチンの同時接種については、医師が必要と判断した場合実施可能です。

(輸入ワクチンは安全性の確認が不十分のため、「当面の間、同時接種を差し控えることが

のぞましい」とされています)

Q5 新型インフルエンザワクチンは定期接種ですか？任意接種ですか？

A5 任意接種です(あくまで本人の意思が尊重されます。)

Q6 卵アレルギーなのだが、新型インフルエンザワクチンの接種は可能か？

A6 新型インフルエンザワクチンは季節性インフルエンザワクチンと製造方法は同じで、鶏卵を使用して作ります。したがって、卵アレルギーのある方は強いアレルギー症状がまれに起こると考えられます。したがって、卵アレルギーの人は接種要注意者に該当し、インフルエンザに罹った場合のリスクと、ワクチン接種に伴う副反応とのバランスを考慮し、接種の可否を判断することになります。かかりつけ医にご相談ください。

Q7 新型インフルエンザに感染した人は、新型インフルエンザワクチンの接種が必要ですか？

A7 PCR検査等で確実に新型インフルエンザに感染して発症したとわかっている人は、予防接種の必要はないと考えられます。PCR検査等で確定されていない場合は、希望すれば接種は可能とされています。

(今年の夏以降にインフルエンザA型と診断されていれば、ほとんどの場合新型インフルエンザであり、予防接種の必要性は低いと考えられます。)

Q8 インフルエンザにかかった後、予防接種までにどの程度間隔をあければいいのですか？

A8 1～2週間程度の間隔をあけることがひとつの目安になります。最終的には医師の判断となります。

※麻疹は治癒後4週間程度、風疹、水痘、おたふくなどは治癒後2～4週間程度、その他のウイルス性疾患は治癒後1～2週間程度の間隔をあけて接種することがひとつの目安となっています。ただし、いずれの場合も医師が判断します。

Q9 今回の国内産新型インフルエンザワクチンは4社の製品があるが、1回目と2回目の接種が違う会社の製品であっても問題がないのですか？

A9 国内産のワクチンに関しては、1回目2回目の銘柄を連続させる必要はありません。なお、輸入ワクチンについては、現在検討中です。

Q10 基礎疾患を持つ者の保険診療と新型インフルエンザワクチン接種を同時に実施した場合、混合診療になるのですか？

A10 予防接種は、疾病又は負傷に対する治療ではなく、保険診療とは別に提供されるものであり、混合診療にはあたらないとされています。